

「パントレエ法」に関して好川産業株式会社

#### パントレエ法 概要及び特徴

- □環境対応型剥離剤を使用し、鋼構造物(橋梁等)の 旧塗膜除去を目的とした工法
- PCBや鉛・クロム等、有害物質を含有した塗膜除去において懸念されがちな粉塵や作業員への安全対策、周辺環境への影響等を軽減することを可能にする工法
- ・パントレは、塩素系溶剤を含まないので、人体や周辺環境への影響が極めて少なく、PRTR法にも該当○しません。

#### パントレ工法 作業計画

・パントレ工法は、湿式に該当します。(除去後の 廃棄物の状態は、湿潤状態です。)

・塗膜の粉塵の飛散防止のため、電動工具(ディスクサンダー)やブラシ等で除去作業は行わない。 (塗膜剥離後の目荒らし等は、別とする。)

#### 安全衛生保護具の仕様

・全面型エアーラインマスク、全面型電動ファン、全面型防毒マスク(吸収缶は

有機溶剤用)の使用を推奨します。

- ・ゴム製の保護手袋の使用。
- ・保護服の使用。
- ・保護メガネ、保護ゴーグルの使用。

# パントレ施工手順

① 足場架設

足場材等に、旧塗膜、剥離剤等が付着しないように、 ビニールシート等で養生する。

② 養生



テスト施工前

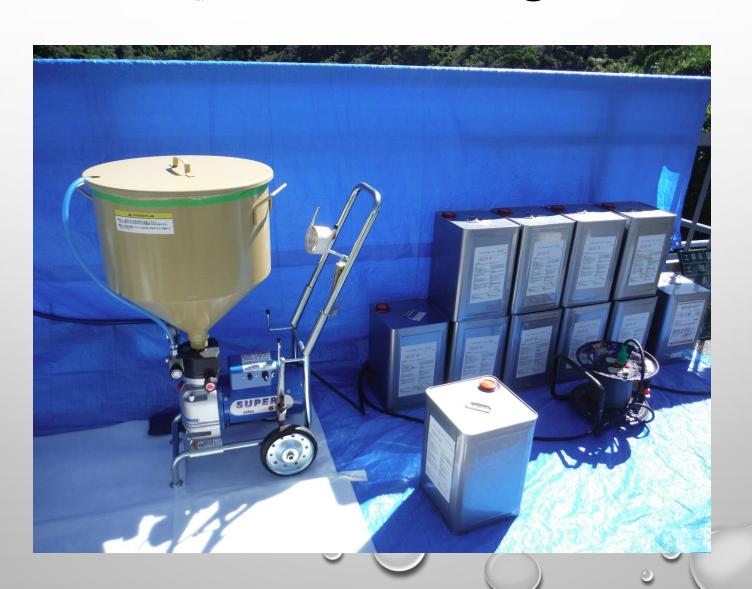
# ③ パントレ塗布

標準塗布量 1kg/m<sup>2</sup> リシンガン、エアレス、刷毛、ローラーで塗布する。 (エアレスの場合は、精和産業 スーパー60もしくはスーパー70の ホッパー仕様。 エアレスホースは3/8、チップは3140程度を推奨します。)



テスト施工・パントレ塗布完了

#### 使用エアレスの例①



# 使用エアレスの例②



# エアレスを使用しての塗布状況①



# エアレスを使用しての塗布状況②



### 4 放置

旧塗膜により異なるが、塗膜が軟化・膨潤するまで放置する。 (標準は16時間以上。)



24時間放置後の状態

# 塗膜軟化状況①



# 塗膜軟化状況②



### 5 塗膜除去

スクレーパー等を使用し、除去する。 除去後の廃棄物(旧塗膜)は厚さ0.15mmの廃棄袋、二重袋詰めにする。

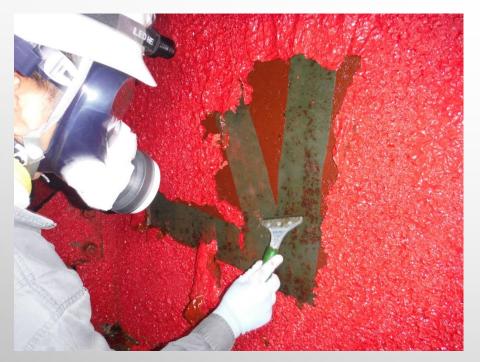


掻き取り中の様子

# 塗膜除去作業①



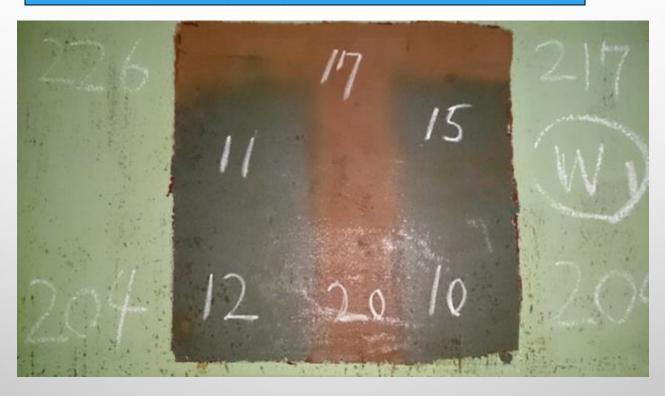
# 塗膜除去作業②





#### 6 素地調整

電動工具等で、剥離剤を完全に除去するとともに、 ディスクサンダー等で目荒らしする。



掻き取り後の状態

# ⑦添接部 パントレ塗布前



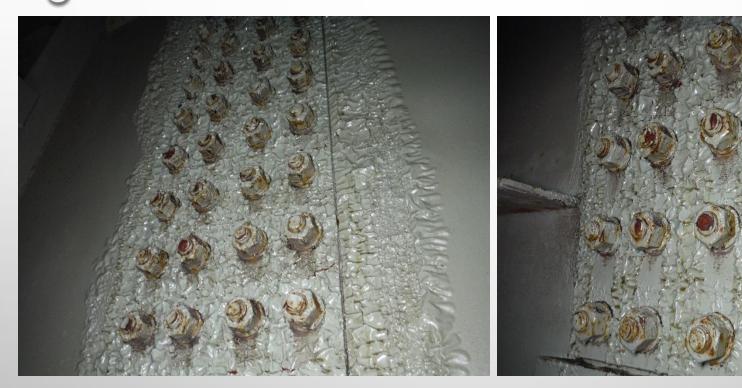
膜厚 420~480μm

#### ⑧添接部 パントレ塗布



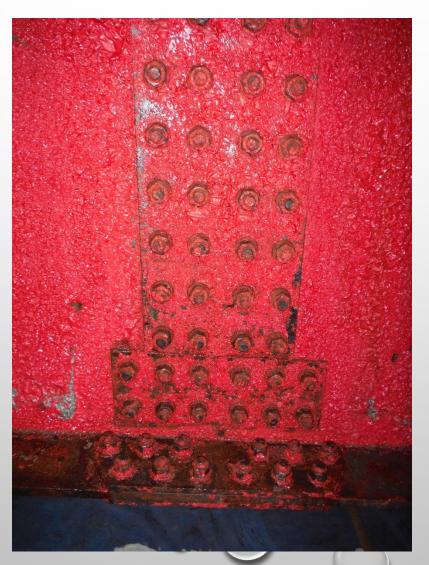
- 0.8kg/㎡塗布
- ・ テスト施工のため、刷毛にて塗布(本施工時は、エアレス・リシンガン等を使用)

# エアレスを使用した場合の添接部の塗布状況①





# エアレスを使用した場合の添接部の塗布状況②



#### ⑨添接部 24時間後 1回目掻き取り



- ・ 下塗りの錆止めが残る。
- ・この後、パントレ2回目塗布

#### ⑩添接部 48時間後 2回目掻き取り



- 2回目の掻き取りで、フラット部の素地が露わになる。
- ・この後、パントレ3回目塗布

#### ⑪添接部 72時間後 3回目掻き取り



• 全面的に剥離することができる。

通常のスクレイパーでは作業が困難な箇所であるので、巾狭のスクレイパー、 鋲カキやワイヤーブラシを併用すると作業が行い易い。

# 廃棄物処理法に定める特別管理 産業廃棄物保管基準(その1)

(保管基準)

法第12条の2第2項

事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準 (以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないように これを保管しなければならない。

#### 施行規則第8条の13

法第12条の2第2項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

- 1 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
  - イ.周囲に囲い(保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
  - ロ.見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
    - (1)縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。
    - (2)次に掲げる事項を表示したものであること。
      - (イ) 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨
      - (ロ) 保管する特別管理産業廃棄物の種類
      - (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
      - (二)屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては 次号口に規定する高さのうち最高のもの

# 廃棄物処理法に定める特別管理 産業廃棄物保管基準(その2)

特別管理産業廃棄物(第八条の十の二・第八条の十の四・第八条の十三)を保管する全ての保管場所に、表示板を掲示することが義務づけられています。

廃棄物	の種類	
数(機能及び能分の	量 海の保管の場合)	
管理者	氏名 (又は名称)	
	連絡先	

(寸法:600×600mm以上)

(参考:日本緑十字社製 産廃一3)

#### 搬出までの現場保管方法(その1)

- 旧塗膜除去後の、旧塗膜廃棄物は、厚さ0.15mmの 廃棄袋を、二重袋詰めとする。
- ・二重袋詰めした旧塗膜廃棄物は、蓋付きのオープンドラム缶容器に保管する。
- ドラム缶容器は、施錠した倉庫にて保管する。
- 旧塗膜の付着した取替ボルトも蓋付きのオープンドラム缶容器 に保管する。

## 搬出までの現場保管方法(その2)

現場ヤード保管倉庫



鋼性オープンドラム缶

